

2020年8月11日

各 位

2020年7月の大雨により被災された地域にお住まいのお客様に対する 電気料金等の特別措置について

このたびの2020年7月の大雨により被災された皆様に、心からお見舞い申し上げます。

ミライフ東日本株式会社は、2020年7月の大雨影響で災害救助法が摘要された地域および隣接する地域のうち、被災されたお客様からの申し出に応じて、下記の通り特別措置を実施いたします。

1. 対象者

当社と電気のご契約をされている対象地域にお住まいのお客さま

2. 対象地域

特別措置の適用は、災害救助法の適用範囲に準じます。(7月28日時点)

【山形県】

山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市、寒河江市、上山市、村山市、長井市、天童市、東根市、尾花沢市、南陽市、東村山郡山辺町、東村山郡中山町、西村山郡河北町、西村山郡西川町、西村山郡朝日町、西村山郡大江町、北村山郡大石田町、最上郡最上町、最上郡舟形町、最上郡大蔵村、最上郡戸沢村、東置賜郡高畠町、東置賜郡川西町、西置賜郡小国町、西置賜郡白鷹町、西置賜郡飯豊町、東田川郡三川町、東田川郡庄内町

【隣接21市町村】

秋田県：湯沢市、由利本荘市

宮城県：仙台市、大崎市、刈田郡蔵王町、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡川崎町、加美郡色麻町、加美郡加美町

山形県：最上郡金山町、最上郡真室川町、最上郡鮭川村、飽海郡遊佐町

福島県：福島市、喜多方市、耶麻郡猪苗代町、耶麻郡北塩原村

■参考

内閣府発表

災害救助法の適用状況

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

「災害救助法の適用都道府県」は、適宜更新されますので、最新の状況については、「内閣府発表_災害救助法の適用状況」をご参考下さい。

3. 特別措置の内容

(1) 電気料金の支払期日の延伸

被災されたお客様の2020年7月、8月及び9月分の電気料金の支払期日を各々1ヵ月間延長致します。

(2) 不適用月の電気料金の免除

被災されたお客様が、被災時から全く電気を使用されない場合には、被災日が属する月分の翌月分の電気料金から6ヵ月間に限り、電気料金（不適用料金※）は申し受けしません。

※不適用料金は、基本料金の半額

(3) 工事費負担金の免除

被災されたお客様が、被災前と同じ契約内容で2021年1月末日までに電気の使用を申し込まれた場合は、工事費負担金は申し受けません。

(4) 臨時工事費の免除

被災されたお客様が、2021年1月末日までに臨時電灯または臨時電力の使用を申し込まれた場合は、臨時工事費は申し受けません。

(5) 被災されたお客様の電気設備の一部が使用不能になった場合は、その使用不能設備相当分の基本料金は、2021年1月末日まで申し受けません。

(6) 被災されたお客様が、2021年1月末日までに引込線、計量器等の取付位置の変更を申し込まれた場合は、諸工料は申し受けません。

※上記(3)(4)(6)の工事負担金、臨時工事費及び諸工料とは、お客様からの申込より、送配電事業者の電気設備を新たに設置したり、移動したりする場合等において、お客様にご負担いただくものをいいます。

4. 特別措置の申込方法

以下の書類をご準備いただき、当社お客様センターへお申込み下さい。

・「り災証明書」等、被害について証明する書類

【お問合せ・お申込み先】

ミライフ東日本株式会社お客様センター

住所：宮城県仙台市青葉区国分町3-6-1

電話：0120-3612-19

【受付時間】9：00～17：30（土・日・祝日除く）